

(別記様式1)

特定間伐等促進計画

山梨県 笛吹市
令和3年9月

特定間伐等促進計画

山梨県 笛吹市
令和 3 年 9 月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、令和3年度から令和12年度までの10年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、68,000ha（年平均6,800ha）の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や本市の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10年間で2,720ha（年平均272ha）の間伐を行うことを、本笛吹市特定間伐等促進計画の目標とする。また、主伐後の確実な再造林を中心とした造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本市の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

注1) 国土地理院1/25000地勢図相当又は1/5000森林基本図の図面に図示する。

注2) 特定間伐等促進計画の区域としては、特定間伐等の事業を実施する区域だけではなく、基本方針において示された考え方即して、特定間伐等を実施することが適當と認められる区域を幅広く設定することとし、地形図等を用いて当該区域の概略を示す。

この際、人工林を厳密に拾う必要はなく、介在的な天然林を含め、間伐及び造林が必要な範囲について面的に区域を設定する。

3 特定間伐等の実施計画

(1) 間伐

間伐事業主体	事業実施年度	所在場所				間伐を実施する森林の状況				間伐の内容			対図番号又は林小班名	交付金希望	備考	
		都道府県	市町村	字(大字)又は林班	地番又は林小班	面積	林種又は林相	林齢	立木材積	適用	間伐の方法	間伐立木材積	間伐率(材積率)			
弦間林業(有)	R3	山梨県	笛吹市	御坂町上黒駒 岩下	6479外	1.61	ヒノキ	34	232		切捨間伐	46.4	20%	301		
弦間林業(有)	R3	山梨県	笛吹市	御坂町上黒駒 大屋敷	6172	1.32	ヒノキ	42	156		搬出間伐	31.2	20%	302		
弦間林業(有)	R3	山梨県	笛吹市	御坂町上黒駒 狐戸	5896	0.76	ヒノキ	55	296		搬出間伐	59.2	20%	303		
弦間林業(有)	R3	山梨県	笛吹市	御坂町上黒駒 犬坂	5623	2.06	ヒノキ	40	636		搬出間伐	127.2	20%	304		
弦間林業(有)	R3	山梨県	笛吹市	芦川町中芦川 一之倉	1539	5.00	ヒノキ	63	1815		搬出間伐	363	20%	613		
中央森林組合	R3	山梨県	笛吹市	境川町大黒坂 小林	1421	0.85	ヒノキ	55	252		除伐	0		501		
中央森林組合	R3	山梨県	笛吹市	境川町大黒坂 小林	1421	1.90	ヒノキ	46	518		搬出間伐	103.6	20%	501		
中央森林組合	R3	山梨県	笛吹市	境川町大黒坂 春日山	県130-14(植貸)	2.27	ヒノキ	62	692		切捨間伐	103.8	15%	130		
中央森林組合	R3	山梨県	笛吹市	御坂町上黒駒 屋敷入	県115-10外(部)	0.91	ヒノキ	68	250		切捨間伐	37.5	15%	115		
中央森林組合	R3	山梨県	笛吹市	境川町前間田 浅切	1676外	2.72	ヒノキ	51	846		搬出間伐	126.9	15%	505		
中央森林組合	R3	山梨県	笛吹市	八代町岡 稲山	県129-11(植貸)	0.99	ヒノキ	47	240		搬出間伐	72	30%	129		
中央森林組合	R3	山梨県	笛吹市	八代町永井 萱野	1987外	0.38	ヒノキ	42	85		搬出間伐	25.5	30%	129		
中央森林組合	R3	山梨県	笛吹市	芦川町芦川町上芦川 並松	2007	5.41	その他広	55	567		除伐	0		608		
中央森林組合	R3	山梨県	笛吹市	芦川町芦川町上芦川 並松	2007	1.38	アカマツ	55	386		搬出間伐	115.9	30%	608		
中央森林組合	R3	山梨県	笛吹市	芦川町芦川町上芦川 並松	1696-1	6.04	その他広	55	598		切捨間伐	89.7	15%	608		
中央森林組合	R3	山梨県	笛吹市	一宮町土塚 戸倉	1406-3	7.00	その他広	58	1060		除伐	0		209		
中央森林組合	R3	山梨県	笛吹市	一宮町石 城平	2339外	1.96	アカマツ	73	94		除伐	0		202		
中央森林組合	R3	山梨県	笛吹市	御坂町上黒駒 矢ノ沢	5340	4.00	その他広	28	238		除伐	0		307		
中央森林組合	R3	山梨県	笛吹市	境川町前間田 荊入	1724外	6.00	ヒノキ	72	2286		搬出間伐	342.9	15%	503		
中央森林組合	R3	山梨県	笛吹市	一宮町土塚 戸沢	1390外	4.18	ヒノキ	71	1433		切捨間伐	215.0	15%	205		
中央森林組合	R3	山梨県	笛吹市	一宮町狐新居 雨包	883外	5.00	ヒノキ	65	1714		切捨間伐	257.1	15%	206		
中央森林組合	R3	山梨県	笛吹市	御坂町上黒駒 八町山	県119-17,9(部)	2.24	ヒノキ	62	767		切捨間伐	115.05	15%	119		
中央森林組合	R3	山梨県	笛吹市	御坂町上黒駒 達沢山	6771	5.00	ヒノキ	46	1595		搬出間伐	239.25	15%	306		
笛吹市	R3	山梨県	笛吹市	芦川町上芦川 川向	1839	0.10	ヒノキ	63	33		切捨間伐	6.6	20%	610		
笛吹市	R3	山梨県	笛吹市	芦川町上芦川 川向	1840	0.10	ヒノキ	63	33		切捨間伐	6.6	20%	610		
笛吹市	R3	山梨県	笛吹市	芦川町上芦川 川向	1804	0.14	ヒノキ	63	46		切捨間伐	9.2	20%	610		
笛吹市	R3	山梨県	笛吹市	芦川町上芦川 川向	1879内4	2.77	ヒノキ	62	899		切捨間伐	179.8	20%	610		
笛吹市	R3	山梨県	笛吹市	芦川町上芦川 川向	1879内5	1.85	ヒノキ	63	665		切捨間伐	133	20%	610		
笛吹市	R3	山梨県	笛吹市	芦川町上芦川 川向	1879内6	0.92	ヒノキ	63	304		切捨間伐	60.8	20%	610		
笛吹市	R3	山梨県	笛吹市	芦川町上芦川 水出	1705	0.17	スギ	66	72		切捨間伐	14.4	20%	610		
笛吹市	R3	山梨県	笛吹市	芦川町上芦川 川向	1861-1	0.22	スギ	75	95		切捨間伐	19	20%	610		
笛吹市	R3	山梨県	笛吹市	芦川町上芦川 水出	1733	0.07	ヒノキ	67	23		切捨間伐	4.6	20%	610	保安林	
笛吹市	R3	山梨県	笛吹市	芦川町上芦川 品沢	1805-1	0.01	カラマツ	59	3		切捨間伐	0.6	20%	610		
笛吹市	R3	山梨県	笛吹市	芦川町上芦川 水出	1710-1	0.02	ヒノキ	61	7		切捨間伐	1.4	20%	610	保安林	
笛吹市	R3	山梨県	笛吹市	芦川町上芦川 水出	1709	0.05	スギ	67	21		切捨間伐	4.2	20%	610	保安林	
笛吹市	R3	山梨県	笛吹市	芦川町上芦川 水出	1697	0.07	ヒノキ	67	23		切捨間伐	4.6	20%	610	保安林	

(2) 造林

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				造林の内容					対図番号 又は林小 班名	交付金希 望	備考
		都道府県	市町村	字(大字)又は林班	地番又は 林小班	造林面積	うち植栽 面積	植栽 時期	植栽 樹種	植栽本 数			
弦間林業(有)	R3	山梨県	笛吹市	御坂町上黒駒 大木川	5128	2.16	2.16	4	カラマツ	1,062	316		
弦間林業(有)	R3	山梨県	笛吹市	御坂町上黒駒 大木川	5128	2.16	2.16				316		下刈
弦間林業(有)	R3	山梨県	笛吹市	芦川町中芦川 一之倉	1539	0.17	0.17	4	ヒノキ	374	613		
中央森林組合	R3	山梨県	笛吹市	芦川町上芦川 並松	2007	0.75	0.75	4	ヤマザ クラ外	2,266	607		
中央森林組合	R3	山梨県	笛吹市	境川町大黒坂 小林	1418	3.39	3.39	4	ヤマザ クラ外	10,170	501		
中央森林組合	R3	山梨県	笛吹市	境川町大黒坂 小林	1419			4	ヤマザ クラ外		501		
中央森林組合	R3	山梨県	笛吹市	境川町大黒坂 小林	1420			4	ヤマザ クラ外		501		
中央森林組合	R3	山梨県	笛吹市	境川町大黒坂 小林	1418	3.39	3.39				501		下刈
中央森林組合	R3	山梨県	笛吹市	境川町大黒坂 小林	1419						501		下刈
中央森林組合	R3	山梨県	笛吹市	境川町大黒坂 小林	1420						501		下刈
中央森林組合	R3	山梨県	笛吹市	御坂町下黒駒 つつじ山	2837外	0.22	0.22				325		下刈
中央森林組合	R3	山梨県	笛吹市	御坂町下黒駒 つつじ山	2837外	0.30	0.30				325		下刈
中央森林組合	R3	山梨県	笛吹市	御坂町下黒駒 つつじ山	2840-1	0.19	0.19				325		下刈
中央森林組合	R3	山梨県	笛吹市	御坂町下黒駒 つつじ山	2848-1	0.46	0.46				325		下刈
中央森林組合	R3	山梨県	笛吹市	御坂町下黒駒 桐ヶ尾	2838	0.18	0.18				325		下刈
中央森林組合	R3	山梨県	笛吹市	御坂町下黒駒 細尾山	2850-2	0.19	0.19				325		下刈
中央森林組合	R3	山梨県	笛吹市	御坂町下黒駒 若林	3216-1	0.29	0.29				325		下刈
中央森林組合	R3	山梨県	笛吹市	御坂町尾山 宮ノ上	1338						327		下刈
中央森林組合	R3	山梨県	笛吹市	御坂町尾山 宮ノ上	1339						327		下刈
中央森林組合	R3	山梨県	笛吹市	境川町大黒坂 小林	1405外	3.07	3.07				501		下刈
中央森林組合	R3	山梨県	笛吹市	境川町藤塙 牛居沢	6982外	0.26	0.26				507		下刈

※人工播種による人工造林の場合は、人工播種による面積、時期、樹種、本数を備考欄に記載する

※天然更新による造林において、天然更新補助作業がある場合は、補助作業の内容を備考欄に記載する。(搔き起こし、芽かき)

※造林後に実施する下刈りについては、下刈りの面積を備考欄に記載する。また植栽済の箇所において下刈りを実施する場合は、事業実施年度、所在地場所、造林の内容(植栽時期を除く)及び対図番号または林小班名の欄に当該植栽に係わる該当事項を括弧が気で記載する。

(3) その他間伐及び造林に関する事項

事業実施主体	事業実施年度	所在場所		内容	交付金希望	備考
		都道府県	市町村(郡)			

※普及活動等ソフト的取組みに関する事項を記載。

(4) 作業路網

(5) その他の施設

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				施設名	数量	対図番号又は林小班名	交付金希望	備考
		都道府県	市町村	字(大字)又は林班	地番又は小班					
弦間林業(有)	R3	山梨県	笛吹市	芦川町中芦川 一之倉	1539	シカ防護ネット	189	613		
中央森林組合	R3	山梨県	笛吹市	芦川町上芦川 並松	2007	シカ防護ネット	1,287	607		
中央森林組合	R3	山梨県	笛吹市	境川町大黒坂 小林	1418	シカ防護ネット	970	501		
中央森林組合	R3	山梨県	笛吹市	境川町大黒坂 小林	1419	シカ防護ネット		501		
中央森林組合	R3	山梨県	笛吹市	境川町大黒坂 小林	1420	シカ防護ネット		501		
中央森林組合	R3	山梨県	笛吹市	一宮町土塚 戸沢	1390外	バークガード	(5.00)	205		
中央森林組合	R3	山梨県	笛吹市	御坂町上黒駒 達沢山	6771					

※ 土場、植栽時に設置するシカ防止ネット等の施設の設置等を記載する。

(6) 事業実施箇所

(国土地理院 1／25000地勢図相当の図面又は1／5000森林基本図に図示)

- ・特定間伐等促進計画の区域を図示した上で事業実施箇所を図示
- ・対図番号又は林小班名を表示

4 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

- (1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。
県林務環境事務所と連携し、森林所有者と林業事業体等の森林経営委託の推進を図り、森林経営計画の策定に向けた基盤づくりに努めるとともに、事業の実施に当っては、森林所有者へ施業内容やコストを明示する提案型施業を推進するよう事業体を指導する。
- (2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。
間伐等の必要な森林について情報収集を行うとともに、公報等により森林所有者への施業の喚起を促すとともに、地区自治会等を通じ、境界の確認や集約化への合意形成を推進する。

5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

- (1) 路網の整備の推進に関すること。
林業事業体等と連携し、県造林補助事業等を活用した路網整備を進め、主伐時の搬出にも活用することを前提として作設を行い、簡易で丈夫な作業道を推進する。
- (2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。
路網整備を進めることにより、計画地域において高性能林業機械の運用可能区域を拡大し、地域における間伐等の効率化・低コスト化を推進する。ただし、高性能林業機械は高価であるので、導入にあたっては経営状況、今後の路網の整備計画及び機械の能力を十分に発揮することができるだけの事業量の確保の可否等を十分に検討する。
- (3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関すること。
県内における造林、保育の低コスト化技術導入の動向を注視し、管内におけるコストの削減を事業体に働きかける。

6 間伐材の利用の推進

- (1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。
間伐材の利用推進を図るため、公共施設等での間伐材の積極的な利用を推進するとともに、林業事業体、素材生産業者、製材業者等と連携し、民間施設等での利用の喚起を促していく。
- (2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。
林業事業体、素材生産業者と連携し、管内の森林から間伐材の安定的な供給体制が構築されるよう努める。

7 人材の育成・確保等

- (1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成確保に関すること。
管内の林業事業体と連携し、人材の確保に努めるとともに、間伐や路網作設等の技術向上が図られるよう県森林総合研究所の研修等への積極的な参加を促進する。
- (2) 林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること。
県の林業普及指導員、県森林総合研究所、森林組合と協働し、管内林業事業体への技術の普及啓発、経営意欲向上を推進する。